

浜松市外国人起業活動促進事業実施要領

1 事業の目的

浜松市は平成 30 年 12 月 28 日付け経済産業省が公布した「外国人起業活動促進事業に関する告示（以下「告示」という。）」に基づき、令和 4 年 6 月 30 日付け経済産業省から外国人起業活動促進事業を実施する団体の認定を受けました。これにより、浜松市において起業を目指す外国人による起業準備活動を促進するものです。

2 本事業の対象者

浜松市内で新たに事業を始めようとする外国人

3 対象となる事業

以下のいずれかにあてはまる事業及び分野

- （１）第２期はままつ産業イノベーション構想で規定する 7 つの成長分野のいずれかの分野
 - ①次世代輸送用機器②健康・医療③新農業④環境・エネルギー
 - ⑤光・電子 ⑥デジタル ⑦ロボティクス
- （２）革新的技術・サービスを用いて成長を目指す事業
- （３）その他市長が認める分野

4 本事業の流れ

- （１）「起業準備活動計画」の申請

《提出書類》

浜松市において、起業準備活動計画の確認を行います。確認に当たっては、浜松市外国人起業活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次の書類を提出してください。

＜新規申請時の提出書類＞

- ① 起業準備活動計画確認申請書（要綱 第 1 号様式）
- ② 起業準備活動計画書（要綱 第 2 号様式）
- ③ 履歴書（要綱 第 3 号様式）
- ④ 誓約書（要綱 第 4 号様式）
- ⑤ 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の住居を明らかにする書類（例：賃貸借契約書の写しなど）
- ⑥ 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の滞在費を明らかにする書類（例：預貯金通帳の写しなど、現金預貯金残高が分

かるもの)

- ⑦ 告示第5の6 (1) ⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する書類（例：卒業証書の写し、就労証明書や源泉徴収票など実務経験を得た期間を示す書類、履歴事項証明書など）

- ⑧ 申請者の旅券の写し

- ⑨ 前各号に掲げるほか、市長が必要とする書類

※ ①～④の様式は、以下の浜松市のホームページよりダウンロードできます。

浜松市のホームページ:

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/support/index.html>

また、起業準備活動計画の更新の確認申請をする場合においては、以下の書類を提出してください。

<更新申請時の提出書類>

- ① 起業準備活動計画確認申請書（更新用）（要綱 第5号様式）

- ② 起業準備活動計画書（要綱 第2号様式）

- ③ 在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
（例：賃貸借契約書の写しなど）

- ④ 在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
（例：預貯金通帳の写しなど、現金預貯金残高が分かるもの）

- ⑤ 前各号に掲げるほか、市長が必要とする書類

※ ①及び②の様式は、次の浜松市のホームページからダウンロードできます。

浜松市のホームページ:

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/support/index.html>

原則として、提出書類はすべて日本語で記入し、名前はアルファベット、漢字又は仮名（ひらがな、カタカナ）表記としてください。また、日本語以外の資料を提出する場合は日本語訳を添付してください。

《提出方法・提出先》

＜提出方法＞

申請時の提出書類は、次のいずれかに該当する者が提出先へ持参してください。郵送等の受付は行っておりません。

＜提出者＞

- ① 申請者本人
 - ② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者
 - ③ 申請者が経営を行うこととなる事業の国内の事業所の職員
 - ④ 国内の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）
- ※ ②～④の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

＜提出先＞

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

住所：〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2

浜松市役所 本館6階

電話：053-457-2825（直通）

開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

浜松市のホームページ：

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/support/index.html>

（２）「起業準備活動計画」の確認

浜松市において、申請のあった起業準備活動が、告示第5の6（１）又は（２）に定める各要件に該当することを、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該起業準備活動が浜松市の産業の活性化や外国人の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、当該起業準備活動に係る事業計画が適正かつ確実なものであるかなどについて、専門家の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

起業準備活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、起業準備活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法などの記載が必要ですので、様式に従って作成してください。

なお、申請者が浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合には、申請を受け付けることができません。申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

（３）「起業準備活動確認証明書」の交付

起業準備活動確認の申請が適切で、当該起業準備活動が告示第5の6（１）又は（２）に定める要件（以下「当該要件」という。）をすべて満たしていると認められるとき、市長は「起業準備活動確認証明書」（要綱 第7号様式）または「起業準備活動確認証明書（更新用）」（要綱 第8号様式）を交付します。

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないことが認められるとき、市長は「起業準備活動確認結果通知書」（要綱 第9号様式）の交付により、「起業準備活動確認証明書」の発行に至らなかったことを通知します。

（４）在留資格認定証明書の交付申請・在留期間の決定

「起業準備活動確認証明書」の交付を受けた者は、「起業準備活動確認証明書」の有効期間である3か月以内に、住居地を管轄する地方出入国在留管理局で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

（５）起業準備活動の展開

在留資格「特定活動」の決定を受けた者は、本邦上陸後7日以内（既に他の在留資格で本邦に在留している者については在留資格の変更手続きが完了してから7日以内）に在留資格「特定活動」の取得にかかる報告書（要綱 第13号様式）を浜松市に提出し、1年の在留期間中（更新後は6か月間）に、起業準備活動を行ってください。活動期間中、起業準備活動計画の進捗状況について、少なくとも1月に1回、面接を行います。その際、起業準備活動計画の実施状況が明らかになる書類※₁について、提出を求める場合があります。なお、起業準備活動を進める中で、不明な点がありましたら、浜松市産業部スタートアップ推進課にご相談ください。

※₁ 例：事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等

(6) 在留資格「経営・管理」への資格変更

在留資格「特定活動」の期間満了後、引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、住居地を管轄する地方出入国在留管理局において在留資格「経営・管理」への在留資格変更の手続きを行ってください。

なお、「特定活動」の在留期間中、起業準備活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留資格への変更等が認められなかった場合には、本国に帰国していただくことになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、当該申請書の事業資金とは別に確保してください。

5 申請内容の変更

浜松市へ起業準備活動確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで次の書類を提出してください。

- ① 変更届出書（要綱 第6号様式）
- ② 変更事項を確認できる書類（例：賃貸借契約書の写しなど）

＜「変更届出書」の提出が必要な場合＞

例．申請者の日本国内における住居や連絡先等が変わった時

6 起業準備活動確認の取消し

「起業準備活動確認証明書」の交付を受けた者が、証明書を発行された日から在留資格「特定活動」の期間満了までの間に、次のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該起業準備活動確認を受けたことが判明した時
- ② 申請者が暴力団員等であることが判明した時
- ③ 起業準備活動計画の進捗状況の確認等を行う時、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に係る浜松市の求めに応じない時

なお、起業準備活動確認を取り消された場合は、起業準備活動確認取消通知書（要綱第11号様式）を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。